

新型インフルエンザに接触・発症した職員について

2009/08/10 版

新型インフルエンザの蔓延に伴い、当院職員の発症および濃厚接触が発生している。職員と患者への感染を予防し、限られた医療者で最大限の業務を継続し、かつ抗インフルエンザ薬を大切に使う対応法について述べる。

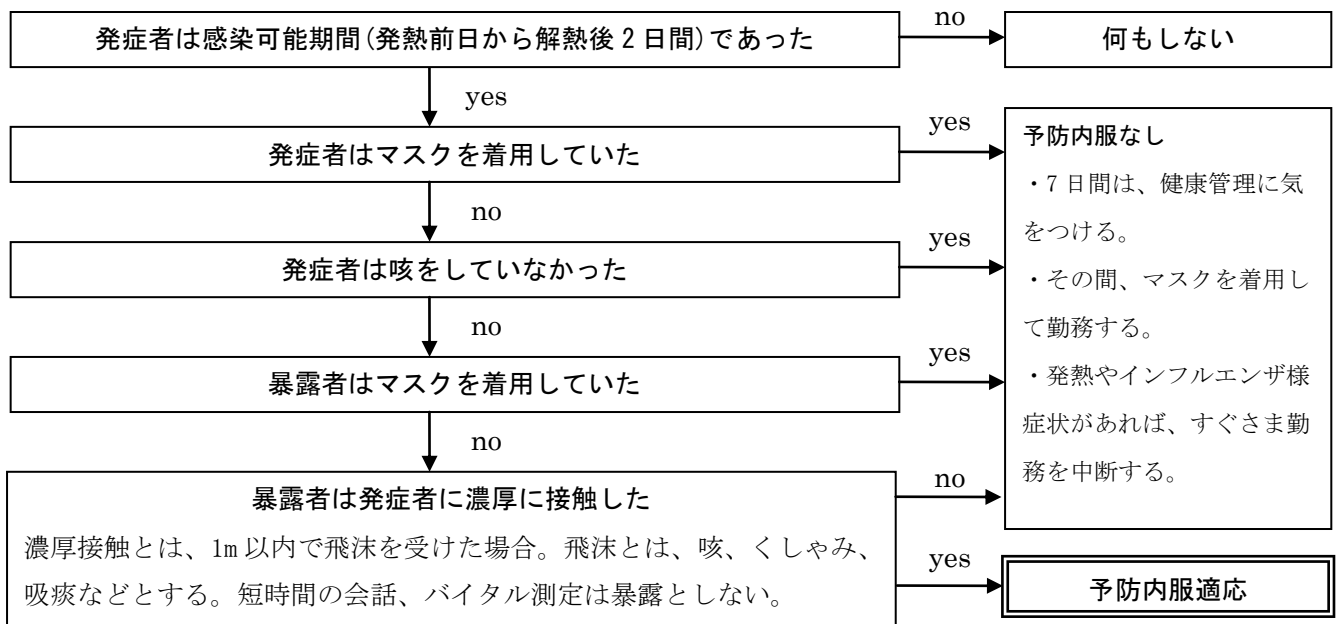
すでに中部地区では新型と季節性の区別ができなくなっているため、迅速検査でインフルエンザ A が陽性の場合に、以下の対応をとる。

※今回改訂部分には下線を引いた。

1. 職員がインフルエンザに濃厚接触した場合

1) 濃厚接触者への予防投与

- ・予防投与は、咳エチケットを順守していない発症者(患者)に、外科用マスクなしに濃厚接触した場合とする。
- ・濃厚接触とは、1メートル以内の距離で、咳やくしゃみ、あるいは吸痰による飛沫を受けた場合。発症者が咳をしていなかった場合、短時間(5分以内)の会話やバイタルチェックのみでは、濃厚接触とはしないこととする。
- ・同居人に発症者がいる場合は、濃厚接触と考える。



2) 濃厚接触者が発症する時期

- ・最終暴露日から7日間は発症する可能性があると言われていたが、当院では、接触後5日までとする。
- ・同居人に発症者がいる場合は、発症者の症状が改善した日を0日目として、7日目までを発症可能期間とする。

3) 予防投与の適応

- ・予防投与に対する医学的禁忌が無く、本人の承諾が得られる場合は、濃厚接触した職員

に予防内服を勧める。

- ・リレンザは妊娠している医療者のみとする。
- ・支払は病院負担とする。
- ・今後は備蓄量を考慮しつつ、投与の適応を変更し、投与期間を短くする可能性がある。

	業務上の一過性の接触	同居人に接触者あり
タミフル	75mg × 5 日	75mg × 7 日
リレンザ	2 ブリスタを一日 1 回吸入×10 日	2 ブリスタを一日 1 回吸入×10 日

4) 処方方法

- ・診療録を出して、「新型インフルエンザ接触者の予防内服」と記載し、使用薬剤を記入する。【附則】
- ・支払は病院負担とする。
- ・処方箋は手書き処方箋を用いて、「病院負担」と記入する。オーダー入力すると、支払が発生するので注意。外来で処方する場合は、カルテを作成し、自由診療欄に記入する。
- ・薬剤の受取は本人が薬局に取りに行く。その際、薬局で健康監視モニタリング票を受け取る。

5) 予防投与中の健康管理

- ・「健康監視モニタリング票」を用いて 7 日間、健康状態をモニターする。
- ・7 日間のモニター後は、票を吉本副看護部長に提出する。
- ・発症可能期間中(暴露後 5 日間)に、発熱およびインフルエンザ様症状が出現した場合は、たとえ勤務中でも業務を停止し、上司に報告する。その時点で自宅待機とする。全身状態が良ければ、発症後 24 時間してから救急室を受診し、インフルエンザか否かの診察を受ける。
- ・報告を受けた上司は、すばやく感染症内科医または呼吸器内科医および兼島 ICN に報告する。

6) 勤務の自粛について

- ・濃厚接触者は外出の自粛が求められるが、救急医療機関としての任務を全うするために、予防投与内服の有無にかかわらず、勤務を継続することを原則とする。
- ・発症可能期間(暴露後 5 日間)は、常に外科用マスクを着用する。通常以上に手洗いを含めた感染対策に留意する。
- ・濃厚接触を理由にして自宅待機する場合は、「年休」となる。

2. 職員が発症した場合

1) 治療

- ・発症後 4 8 時間以上経過していたら、治療の適応はない。
- ・タミフル：150mg/2×5 日（第一選択薬）
リレンザ：2 ブリスタを一日 2 回吸入×5 日（代替薬）

・支払いは「インフルエンザ感染症」として、保険診療となる。

2) 勤務を自粛する期間

・感染させる可能性のある期間(37℃以下に解熱後、2日間)は、勤務を自粛する。

・休みの取扱は、病気休暇となる。

3. 院内で(新型)インフルエンザが発生した場合

1) 接触者への対応

・1. 1) のアルゴリズムを参照する

2) 入院患者への予防投与の適応

・予防投与に対する医学的禁忌が無く、本人の承諾が得られる場合は、予防内服を勧める。

・暴露者がハイリスクの場合は、アルゴリズム以上に積極的な予防投与を必要とする。ハイリスク患者とは、慢性肺疾患(COPD、喘息)、慢性心疾患、腎不全、免疫抑制事態(ステロイド、HIVなど)、癌、糖尿病および妊婦、幼児(6歳未満)、高齢者(65歳以上)とする。

・リレンザは妊娠している場合のみとする。

・原則的に付添いには投与しない。暴露後1週間は、面会を控えていただく。面会者向けのパンフレットを参照。

3) 支払について

原因患者	暴露者	
	患者	職員
入院患者	暴露者の自己負担	病院負担
当院職員	病院負担	病院負担

・予防投与は保険適応ではないため、自由診療となる。そのため、コンピュータのオーダーリングシステムからは処方せず、手書きの処方箋に「病院負担」、または「自己負担」と記入する。入院患者は手書き処方箋のみで処方可能。

・入院中の自己負担額

タミフル 75mg/日×5日	¥1,845(薬品費)
リレンザ 2 ブリスタ/日×10日	¥3,930(薬品費)

4) 感染管理

・発症者は6東病棟に収容する。

・1次接触者の病室には、原則的に5日間は新患を入室させないこととする。

・詳細は季節性インフルエンザ対策の「インフルエンザ流行時対策」に準じる。

以上

【附則】 予防投与時に診療録に貼付する

新型インフルエンザ患者に接触したため以下の予防投与を行う。

☐タミフル 75mg/日 _____日分 ☐リレンザ 2 ブリスタ/日 10日分

☐自己負担 ☐病院負担

処方日

処方医

新型インフルエンザ患者に接触したため以下の予防投与を行う。

☐タミフル 75mg/日 _____日分 ☐リレンザ 2 ブリスタ/日 10日分

☐自己負担 ☐病院負担

処方日

処方医

新型インフルエンザ患者に接触したため以下の予防投与を行う。

☐タミフル 75mg/日 _____日分 ☐リレンザ 2 ブリスタ/日 10日分

☐自己負担 ☐病院負担

処方日

処方医

新型インフルエンザ患者に接触したため以下の予防投与を行う。

☐タミフル 75mg/日 _____日分 ☐リレンザ 2 ブリスタ/日 10日分

☐自己負担 ☐病院負担

処方日

処方医

新型インフルエンザ患者に接触したため以下の予防投与を行う。

☐タミフル 75mg/日 _____日分 ☐リレンザ 2 ブリスタ/日 10日分

☐自己負担 ☐病院負担

処方日

処方医

新型インフルエンザ患者に接触したため以下の予防投与を行う。

☐タミフル 75mg/日 _____日分 ☐リレンザ 2 ブリスタ/日 10日分

☐自己負担 ☐病院負担

処方日

処方医